

教育委員会会議 定例会

令和2年2月19日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 59 号 県議会に提案された案件について
- 第 60 号 山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
- 第 61 号 山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則
- 第 62 号 山梨県指定文化財の指定について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (35) 令和2年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況（令和元年12月31日現在）について

議案第 59 号

県議会に提案された案件について

[別途資料配付]

議案第 60 号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

提案理由

民法改正に伴い成年年齢が引き下げられることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校教育課

題 名	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
趣 旨	民法改正に伴い成年年齢が引き下げられることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年民法が改正され、成年年齢が引き下げられることとなり（令和4年4月1日施行）、令和2年度に高等学校又は特別支援学校の高等部に入学する生徒であって平成16年4月2日以降に生まれたものは、在学中に成年年齢に達することとなる。 ・現在、授業料等の減免をすることができる場合を保護者に事故があり生活が著しく困難と認められるときなどと規定し、保護者の経済状態を減免の要件としているが、生徒が成年年齢に達した後は法律上の保護者は存在しないこととなる。 ・一方、生徒が成年年齢に達した後も引き続き、父母等（成年年齢に達する前に保護者であった者）に事故があった場合に減免を受けることができるよう、所要の改正を行う。 <p>2 規則改正の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に加えて授業料等を負担すべき者に事故等があった場合にも授業料等の減免を行うことができる旨を規定する。
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

に	す	行																		る。		山
改	べ	令																				梨
め	き	(県
る。	者	平																				教
	(成																				育
	以	二																				委
	下	十																				員
	「	二																				会
	保	年																				告
	護	政																				示
	者	令																				第
	等	第																				
	」	百																				
	と	二																				
	い	十																				
	う	二																				
	。」	十																				
	に	二																				
	、	号																				
	同)																				
	項	第																				
	第	一																				
	二	項																				
	号	中																				
	「	」																				
	保	を																				
	護	「																				
	者	高																				
	」	等																				
	を	学																				
	「	校																				
	保	等																				
	護	就																				
	者	学																				
	」	支																				
	を	援																				
	「	金																				
	保	の																				
	護	支																				
	者	給																				
	等	に																				
	」	関																				
	を	す																				
	「	る																				
	保	経																				
	護	費																				
	者	を																				
	等	負																				
	」	担																				

第一号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

様式中「和羅時」を「和羅時」に改める。

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程新旧対照表

新	旧
<p>(減免の対象)</p> <p>第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第一項に規定する就学に要する経費を負担すべき者(以下「保護者等」という。)が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。</p> <p>二 保護者等が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき。</p> <p>三 五 略</p> <p>2 略</p> <p>第三条 第八条 略</p>	<p>(減免の対象)</p> <p>第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>一 保護者</p> <p>が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき。</p> <p>二 保護者 が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき。</p> <p>三 五 略</p> <p>2 略</p> <p>第三条 第八条 略</p>

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程新旧対照表

新 旧

第1号様式

第1号様式

第1号様式(新旧対照表)

山梨県教育委員会 校 長

高学学校 課程 科第 学年(年次)

生徒住所 氏名 氏名 氏名

保護者住所 氏名 氏名 電話番号

年 月 日

減 免 申 請 書

次の理由により授業料・入学料の減免を求めたいので、関係書類を添え申請します。

種 別	減免の期間	年 月 日				日まで	計	月	収入の種類
		年	月	日	から				
家 族	氏 名	本人との続柄	年 齢	職 業	年 所 得	収入の種類	給与・賞状・優等 内職・年金・ その他		
家 庭						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
求 職						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
其 他						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
合 計									

(注) 授業料・入学料のいずれかを○で囲むこと。
 (注) 申請理由は具体的に記入すること。
 (注) 家族氏名は住民票による同一世帯全員を記入すること。給与の場合は、給与所得控除後の金額を記載し、課税徴収票を添付すること。自営の場合は所得控除前の金額を記載し、確定申告書の写しを添付すること。(3号様式での所得調査票又は課税証明書の添付と一致すること。)
 (注) 収入の種類は該当する者に○を付けること。
 (注) 失業・転職により、前年の所得と現在の所得が著しく変動している場合は、現在の月収額×12を所得と見なし、現在の収入がわかる資料(給与支払明細書等)を添付し、雇用関係受給資格者証等しなごを添付すること。

第2号様式 略

第2号様式 略

第1号様式(新旧対照表)

山梨県教育委員会 校 長

高学学校 課程 科第 学年(年次)

生徒住所 氏名 氏名 氏名

保護者住所 氏名 氏名 電話番号

年 月 日

減 免 申 請 書

次の理由により授業料・入学料の減免を求めたいので、関係書類を添え申請します。

種 別	減免の期間	年 月 日				日まで	計	月	収入の種類
		年	月	日	から				
家 族	氏 名	本人との続柄	年 齢	職 業	年 所 得	収入の種類	給与・賞状・優等 内職・年金・ その他		
家 庭						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
求 職						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
其 他						給与・賞状・優等 内職・年金・ その他			
合 計									

(注) 授業料・入学料のいずれかを○で囲むこと。
 (注) 申請理由は具体的に記入すること。
 (注) 家族氏名は住民票による同一世帯全員を記入すること。給与の場合は、給与所得控除後の金額を記載し、課税徴収票を添付すること。自営の場合は所得控除前の金額を記載し、確定申告書の写しを添付すること。(3号様式での所得調査票又は課税証明書の添付と一致すること。)
 (注) 収入の種類は該当する者に○を付けること。
 (注) 失業・転職により、前年の所得と現在の所得が著しく変動している場合は、現在の月収額×12を所得と見なし、現在の収入がわかる資料(給与支払明細書等)を添付し、雇用関係受給資格者証等しなごを添付すること。

第3号様式の2(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
 生徒住所 氏名
 保護者等住所 氏名

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、関係書類を添え申請します。

理由	
減免の期間	年 月 から 年 月 まで 計 月
留学の状況	留学期間
	留学先の国 留学先の名 留学先の学校名・学年

第3号様式の2(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
 生徒住所 氏名
 保護者等住所 氏名

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、関係書類を添え申請します。

理由	
減免の期間	年 月 から 年 月 まで 計 月
留学の状況	留学期間
	留学先の国 留学先の名 留学先の学校名・学年

第3号様式の3 (第4条関係)

第3号様式の3(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
生徒住所 氏名 氏名
保護者住所 氏名

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、申請します。

理由	
減免を申請する期間	年 月から 年 月まで

第4号様式・第4号様式の2 略

第3号様式の3 (第4条関係)

第3号様式の3(第4条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)
生徒住所 氏名 氏名
保護者住所 氏名

授業料減免申請書

次の理由により授業料の減免を受けたいので、申請します。

理由	
減免を申請する期間	年 月から 年 月まで

第4号様式・第4号様式の2 略

第5号様式(第5条関係)

第 号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者(住所)

氏 名

決定 通知書
却下

年 月 日付けで申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定
したので通知します。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

- 1 決定事項 免除する 却下する
- 2 減免決定期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 減免決定単位数 単位分(第3号様式の3により申請があった場合のみ)
- 4 却下の理由

第5号様式(第5条関係)

第 号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏 名

保護者(住所)

氏 名

決定 通知書
却下

年 月 日付けで申請のあった 料の減免については、下記のとおり 決定
したので通知します。

年 月 日

山梨県教育委員会

記

- 1 決定事項 免除する 却下する
- 2 減免決定期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 減免決定単位数 単位分(第3号様式の3により申請があった場合のみ)
- 4 却下の理由

第6号様式(第6条関係)

授業料減免申請届

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)

生徒住所

氏 名

保護者住所

氏 名

次の理由により授業料の減免に係る事由が消滅したなお届けします。

1 理由 由

2 消滅時期

年 月 日

第6号様式(第6条関係)

授業料減免申請届

年 月 日

山梨県教育委員会殿

高等学校 課程 科第 学年(年次)

生徒住所

氏 名

保護者住所

氏 名

次の理由により授業料の減免に係る事由が消滅したなお届けします。

1 理由 由

2 消滅時期

年 月 日

第7号様式

第7号様式

第7号様式(第7条関係)

第7号様式(第7条関係)

号

号

高等学校 課程 科第 学年(年次)

高等学校 課程 科第 学年(年次)

氏名

氏名

保護者等住所

保護者 住所

氏名

氏名

授業料減免取消通知書

授業料減免取消通知書

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日付け教高第 号により決定した授業料の減免については、下記
のとおり減免を取り消したので通知する。

年 月 日

年 月 日

山梨県教育委員会

山梨県教育委員会

記

記

1 減免取消し理由

1 減免取消し理由

2 減免取消し時期 年 月分から

2 減免取消し時期 年 月分から

3 減免取消し単位数 単位分 (第3号様式のみ)

3 減免取消し単位数 単位分 (第3号様式のみ)

議案第 61 号

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則

提案理由

民法改正に伴い成年年齢が引き下げられること及び極度額(上限額)の定めのない保証契約が無効となることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校教育課 教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則
趣旨	民法改正に伴い成年年齢が引き下げられること及び極度額（上限額）の定めのない保証契約が無効となることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>(1) 成年年齢の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年民法が改正され、成年年齢が引き下げられることとなり（令和4年4月1日施行）、令和2年度に高等学校又は特別支援学校の高等部に入学する生徒であって平成16年4月2日以降に生まれたものは、在学中に成年年齢に達することとなる。 現在、入学時や生徒の退学時等に保護者が連署した書面を求めているが、成年年齢に達した後は法律上の保護者は存在しないこととなる。 一方、生徒は、成年年齢に達した後も成長の過程にあり、その社会的自立に対して支援を行う必要があることから、引き続き保護者であった者（父母等）の理解と協力が必要である。 このため、成年年齢後も引き続き保護者であった者（父母等）の理解と協力が得られるよう、所要の改正を行う。 <p>(2) 保証契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年民法が改正され、一定の範囲に属する不特定の債務に係る保証契約（根保証契約）において、極度額（上限額）の定めのない保証契約を行うことが無効とされることとなった（令和2年4月1日施行）。 現在、高等学校又は特別支援学校に入学時に生徒等の在学中に係る一切の責務を保護者及び保証人が連帯して追うことを記した誓約書の提出を求めている。 この誓約書は、生徒の身元保証を求めたものであるが、現状の誓約書の内容では、極度額の定めのない根保証契約と誤解が生じるおそれがあるため、所要の改正を行う。 <p>2 規則改正の内容等</p> <p>(1) 成年年齢の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の4つの教育委員会規則（①山梨県立学校管理規則、②山梨県立高等学校学則、③山梨県立特別支援学校学則、④山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則）について、保護者及び保証人を保証人二名とし、生徒等が入学時に未成年であるときは、保証人のうち一名は保護者とする旨を規定する。 <p>(2) 保証契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則について、誓約書の様式を改める。
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

2	一項を加える。	及び次項において同じ。	四項とし、同条第二項中「保証人」の下に「(保護者でない保証人に限る。以下本項	第二十條第一項中「保護者及び保証人」を「保証人二名」に改め、同条第三項を第	う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。」「を加える。	第十五條第一項第五号中「保護者」の下に「(子に対して親権を行う者(親権を行	次のように改正する。	第二條 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を	(山梨県立高等学校学則の一部改正)	ではない。	のうち一人は保護者でなければならぬ。ただし、保護者がいないときは、この限り	2 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとする者が未成年であるときは、保証人
---	---------	-------------	--	---------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------	------------	---	-------------------	-------	---------------------------------------	--

誓約書

私は、在学中規則や命令等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

氏名
住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受けます。

保証人 氏名
(保護者等) 住所
生徒との関係
印

保証人 氏名
住所
保護者との関係
印

山梨県立 高等学校長 殿

- (注)
- 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とする。
 - 二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

第一号様式を次のように改める。

誓 約 書

本人氏名

住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受け、
幼児 としての本分を全うさせることを誓います。
生徒

年 月 日

保証人 氏名

印

(保護者等)

住所

幼児 との関係
生徒

保証人 氏名

印

住所

保護者との関係

山梨県立 学校長殿

(注)

- 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とする。
- 二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

山梨県立学校管理規則新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(学校評価)</p> <p>第一条の三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第二条（寄宿舍）略</p> <p>第二十三条 寄宿舍に入舎又は寄宿舍から退舎しようとするときは、保証人二名が連署して校長に願出なければならぬ。</p> <p>2 寄宿舍に入舎又は寄宿舍から退舎しようとする者が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者でなければならぬ。ただし、保護者が不在ときは、この限りではない。</p> <p>3 宿舎の収容定員、入舎資格、管理、舎費、食費その他必要な事項については、別に定めるもののほか、校長が定める。</p>	<p>(学校評価)</p> <p>第一条の三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者</p> <p>その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第二条（寄宿舍）略</p> <p>第二十三条 寄宿舍に入舎又は寄宿舍から退舎しようとするときは、保護者及び保証人が連署して校長に願出なければならぬ。</p> <p>2 寄宿舍の収容定員、入舎資格、管理、舎費、食費その他必要な事項については、別に定めるもののほか、校長が定める。</p>

山梨県立高等学校学則新旧対照表（第二一条関係）

新

旧

第十五条 本科及び別科の第一学年に入学する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四略

五 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のない

ときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）が就学させる

義務を猶予又は免除された子女で、中学校を卒業した者と

同等以上の学力があると認定された者

六略

2略

第十六条 第十九条 略

第二十条 前条の誓約書には保証人二名 が連署しなければ

ならない。

2 前条の入学した者が未成年であるときは、保証人のうち一

人は保護者でなければならない。ただし、保護者がないとき

は、この限りではない。

3 保証人（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項に

おいて同じ。）は、成年で山梨県内において独立の生計を営

む者でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認

める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とするこ

とができる。

4 前項の保証人が適当でないとき認められる場合は、これをか

えさせることがある。

第二十一条 保証人

が死亡その他の事由によりその資格を失ったときは、新たに保証人を定め、その

第十五条 本科及び別科の第一学年に入学する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四略

五 保護者

が就学させる

義務を猶予又は免除された子女で、中学校を卒業した者と

同等以上の学力があると認定された者

六略

2略

第二十条 前条の誓約書には保護者及び保証人が連署しなければ

ならない。

2 保証人

は、成年で山梨県内において独立の生計を営

む者でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認

める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とするこ

とができる。

3 前項の保証人が適当でないとき認められる場合は、これをか

えさせることがある。

第二十一条 保護者又は保証人が死亡その他の事由によりその

資格を失ったときは、新たに保護者又は保証人を定め、その

変更を届け出なければならない。

変更を届け出なければならぬ。

2 保証人 住所及び氏名を変更したときもその旨

を届け出なければならぬ。

第二十二條 生徒が退学、転学、転籍、転科、留学又は休学し

ようとするときは、その理由及び期日を具し、保証人二名

連署をもつて、校長に願ひ出てその許可を受けなければ

ならない。

2・3 略

第二十二條の二、第四十一條 略

別表第一・別表第二 略

第一号様式・第二号様式 略

2 保護者又は保証人が住所及び氏名を変更したときもその旨

を届け出なければならぬ。

第二十二條 生徒が退学、転学、転籍、転科、留学又は休学し

ようとするときは、その理由及び期日を具し、保護者及び保

証人連署をもつて、校長に願ひ出てその許可を受けなければ

ならない。

2・3 略

第二十二條の二、第四十一條 略

別表第一・別表第二 略

第一号様式・第二号様式 略

山梨県立高等学校校則新旧対照表（第二条関係）

新

旧

第三号様式

第三号様式

誓約書

私は、在学中規則や命令等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

住所 氏名

右の者の在学中、趙規則等を守らせる義務は、私ども運帯して引き受けます。

保証人 氏名 住所 氏名 印
 何種新制 生徒との関係

保証人 氏名 住所 氏名 印
 保護者との関係

山梨県立 高等学校長 殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保証者とすること。
 二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

誓約書

私は、在学中規則や命令等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

住所 氏名

右の者の在学中に於ける一切の責務は、私ども運帯して引き受けます。

保護者 氏名 住所 氏名 印
 生徒との関係

保証人 氏名 住所 氏名 印
 保護者との関係

山梨県立 高等学校長 殿

(注) 一 保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

山梨県立特別支援学校学則新旧対照表 (第二三条関係)

新

旧

(保証人 に関する届出)

(保護者及び保証人に関する届出)

第十七条 第十五条の規定により、入学を許可された者の保証人は、入学を許可された日から二十日以内に誓約書(第一号様式)に当該入学を許可された者の住民票の写しを添えて校長に提出しなければならない。

第十七条 第十五条の規定により、入学を許可された者の保護者は、入学を許可された日から二十日以内に誓約書(第一号様式)に当該入学を許可された者の住民票の写しを添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、入学を許可された者が未成年であるときは、保護者(子に対して親権を行う者)(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)でなければならぬ。ただし、保護者がいないときは、この限りではない。

第十八条 前条の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

2 保証人(保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。)は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者でなければならぬ。ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることが出来る。

2 保証人 保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者でなければならぬ。ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることが出来る。

3 略

3 略

第十九条 保証人が死亡その他の事由によりその資格を失つたときは、新たに保証人を定め、その変更を届け出なければならない。

第十九条 保護者又は保証人が死亡その他の事由によりその資格を失つたときは、新たに保護者又は保証人を定め、その変更を届け出なければならない。

2 保証人が、氏名又は住所を変更したときは、その旨を届け出なければならない。

2 保護者又は保証人が、氏名又は住所を変更したときは、その旨を届け出なければならない。

第二十条 幼稚部の幼児及び高等部の生徒が退学、転学若しくは休学しようとするとき、又は高等部の生徒が留学しよう

第二十条 幼稚部の幼児及び高等部の生徒が退学、転学若しくは休学しようとするとき、又は高等部の生徒が留学しよう

とするときは、その事由及び期日を具し、保証人二名の連署をもつて校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、病氣のために休学又は退学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

第二十一条～第二十七条 略

別表 略

とするときは、その事由及び期日を具し、保護者及び保証人の連署をもつて校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、病氣のために休学又は退学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

第二十一条～第二十七条 略

別表 略

山梨県立特別支援学校学則新旧対照表（第二条関係）

新

第一号様式（第十七条関係）

誓約書

本人氏名 住所

右の者の在学中に係る 一切の責務は、私ども運帯して引き受け、生徒としての本分を全うさせていただきます。

年 月 日

保護者氏名 住所 印

生物児との関係

保証人氏名 住所 印

山梨県立 学校長殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とすること。
 二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

旧

第一号様式（第十七条関係）

誓約書

本人氏名 住所

右の者の在学中に係る 一切の責務は、私ども運帯して引き受け、生徒としての本分を全うさせていただきます。

年 月 日

保護者氏名 住所 印

生物児との関係

保証人氏名 住所 印

山梨県立 学校長殿

(注) 一 独立の生計を営む者であること。
 二 保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

山梨県立特別支援学校通学区区域等に関する規則新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>(通学区区域等)</p> <p>第二条 特別支援学校の高等部に入学しようとする者であつて未成年であるものは、保護者(子に対して親権を行う者)(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。(の住所の所属する通学区区域の特別支援学校の高等部に志願するものとする。ただし、保護者がないときは、この限りではない。</p> <p>2 4 略</p>	<p>(通学区区域等)</p> <p>第二条 特別支援学校の高等部に入学しようとする者は、保護者(子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。(の住所の所属する通学区区域の特別支援学校の高等部に志願するものとする。</p> <p>2 4 略</p>

議案第62号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、本県の文化史上貴重であり、かつ学術的価値の特に高いものであり、県にとって貴重なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

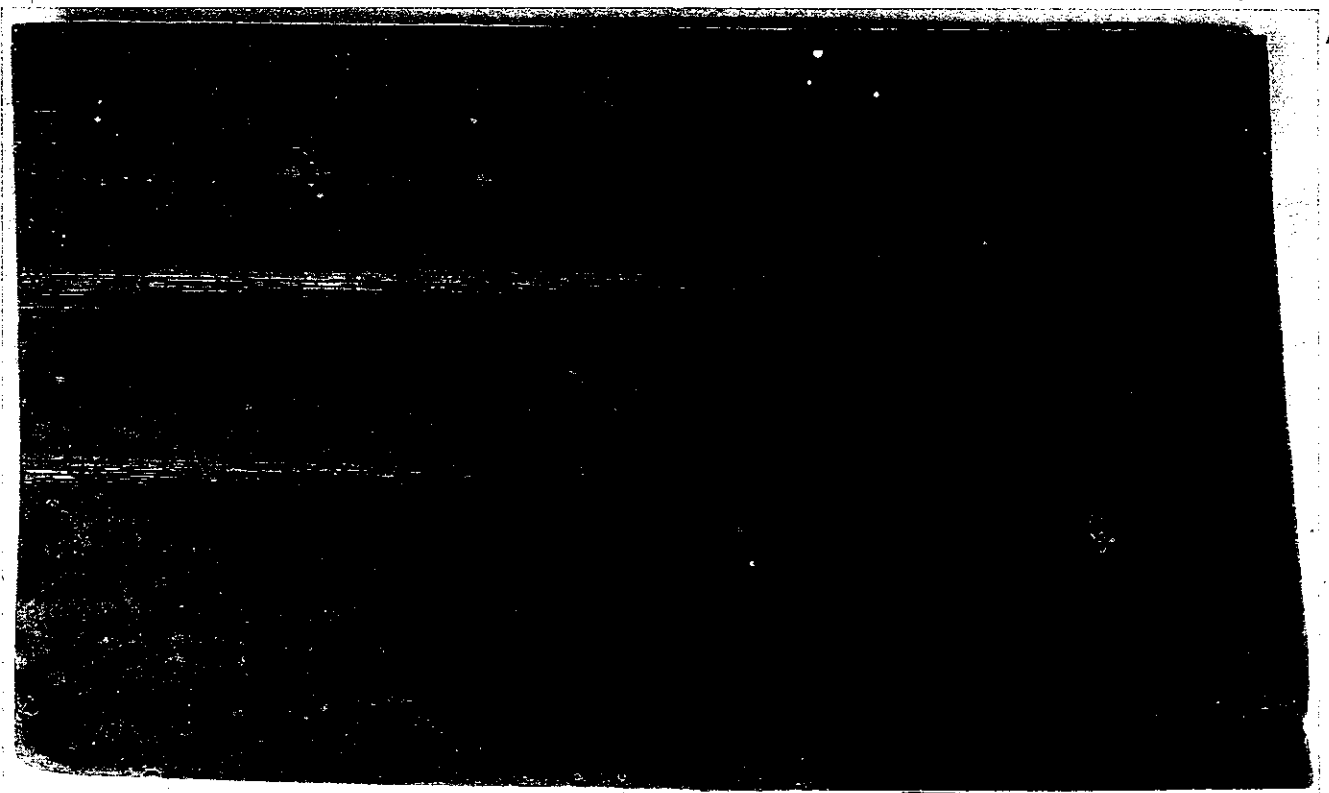
「八王子神祈願図絵馬 一面」

議案	名称	議案 内容	特徴	指定の必要性
第 62 号	ハチオウジンキガンズエマ 八王子神祈願図絵馬 イチマン 一面	指 定	<p>本絵馬は吊懸形式の小絵馬にあたるが、横60cmと大型のものである。表面に図、裏面に願文、年紀（慶長4年）、祈願者の氏名が記されている。祈願者の上野善右衛門と上野弐兵衛は、当時の検地帳「甲州北山筋菅口之内神戸村御水帳屋敷」にも屋敷当主として名前が記されていることから、絵馬が慶長4年（1599）に製作・奉納されたことが明らかである。</p> <p>小絵馬は屋外に吊懸されるという性質上、中世にまで遡る作例は非常に少なく、山梨県内には他に存在しないと思われる。板材の調整の仕方も、杣（そま）を生業としていた神戸村の当時の製材技術を伝えるものである。本面は希少な作例であるとともに、図様は中世の神社の状況を具体的に示す資料としても貴重である。</p>	<p>現存する小絵馬でこの時代（慶長4年・1599年）まで遡る例は県内では他に存在せず、小絵馬の中では大型であり、図様もすばらしい。願文の記載内容も地域の繁栄を願ったもので重要であり、祈願者も神戸村に実在した人物である。当時の八雲神社の状況や神戸村の杣（そま）の実態を知る上でも重要であることから山梨指定文化財に指定して保護する必要がある。</p>

絵馬表面

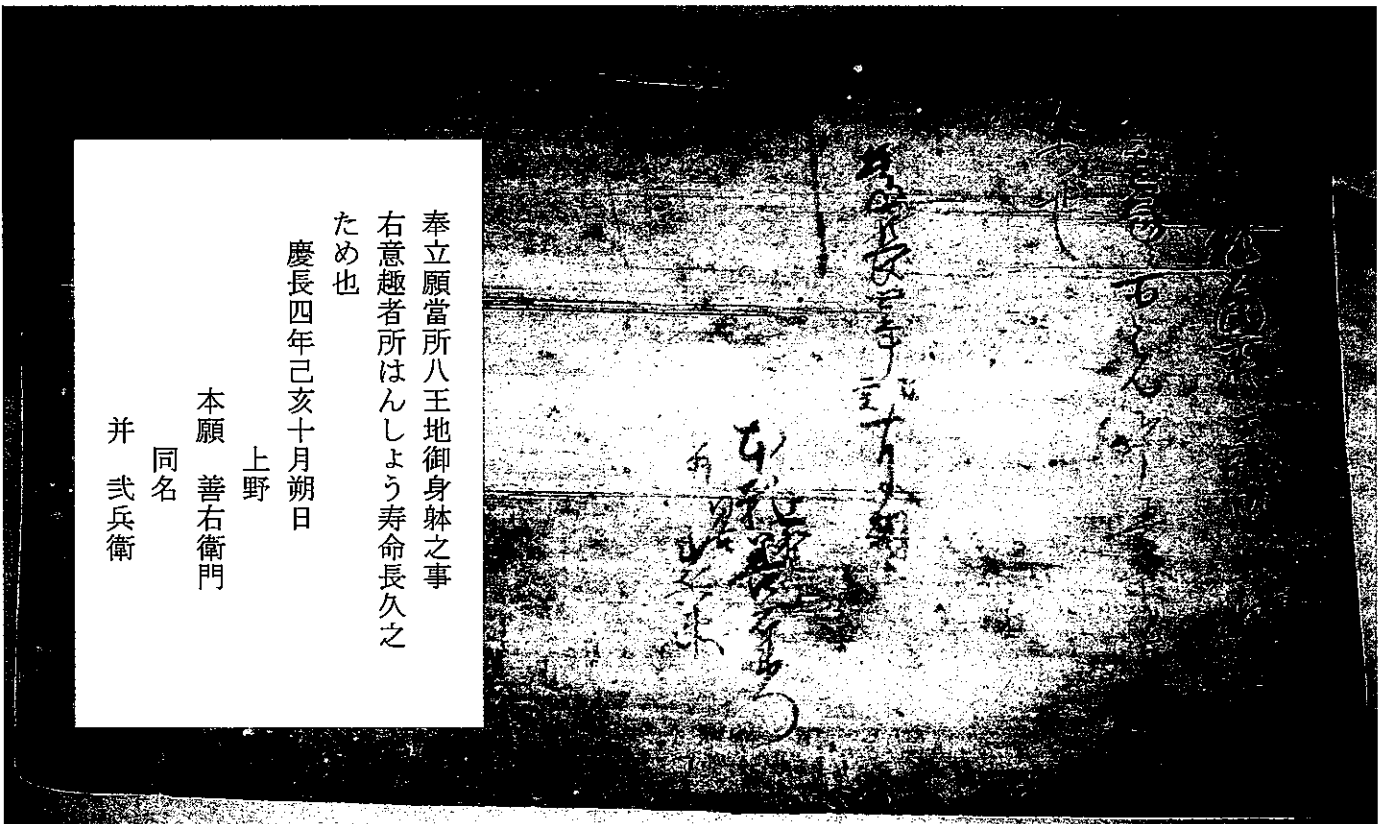
横（上辺）60.8cm

縦
34.
0
cm



横（下辺）61.7cm

絵馬表面（赤外線撮影）



奉立願當所八王地御身躰之事
 右意趣者所はんしょう寿命長久之
 ため也

慶長四年己亥十月朔日

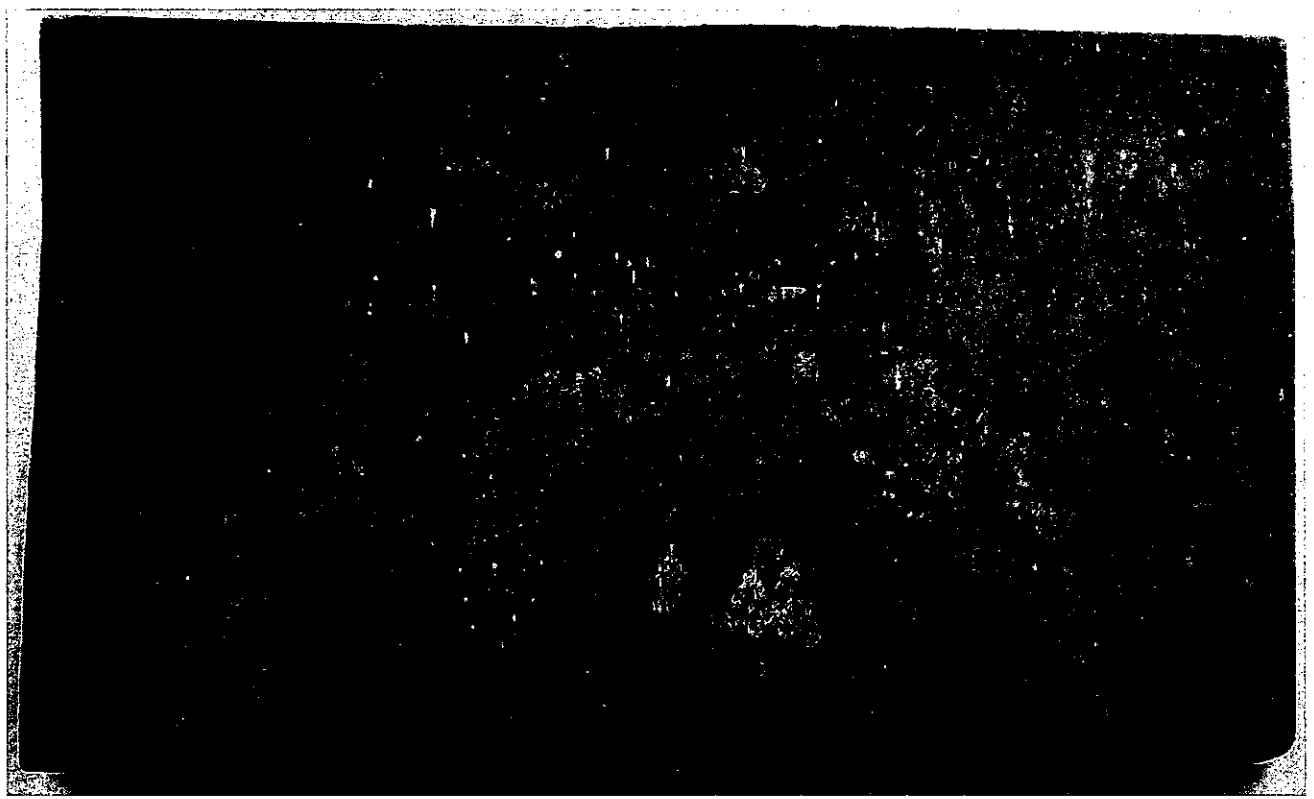
上野

本願 善右衛門

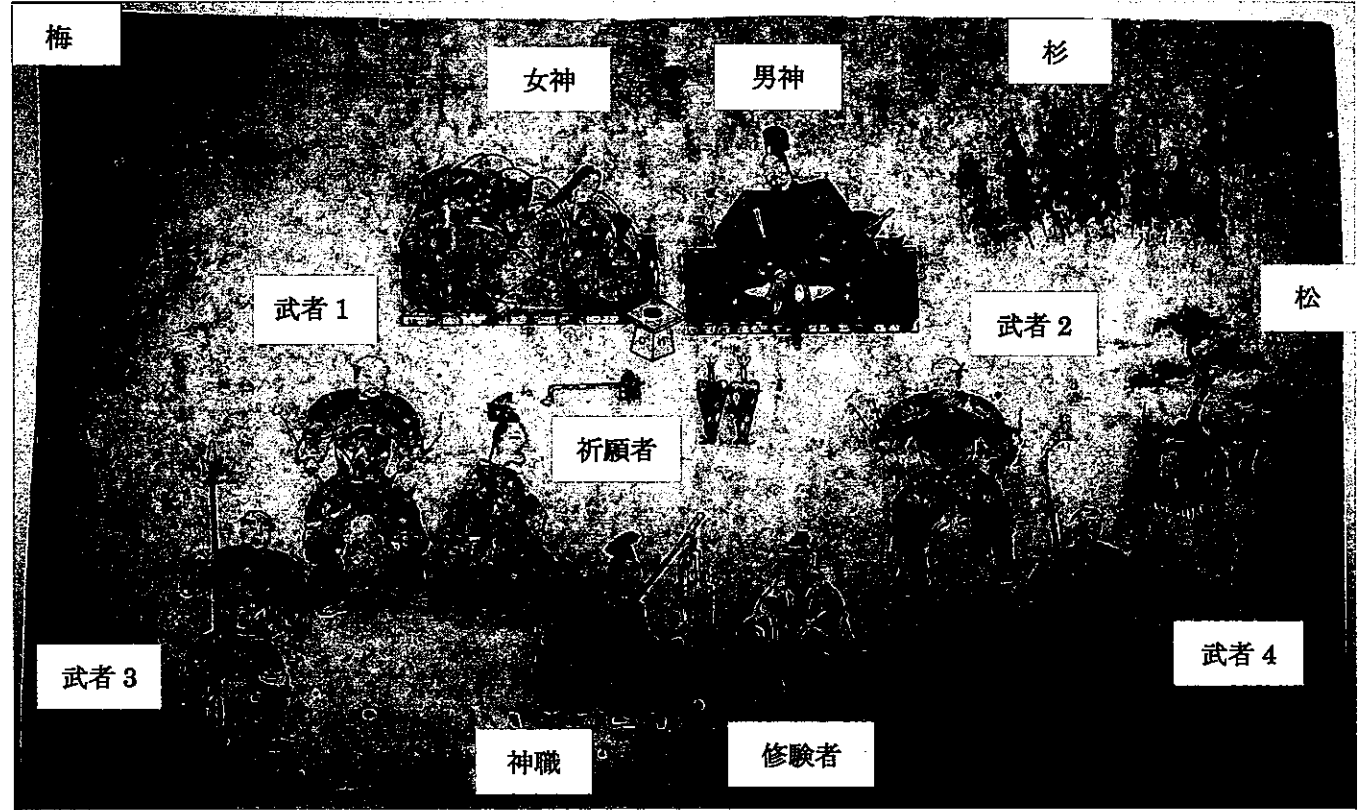
同名

并 式兵衛

絵馬表面



絵馬表面 (赤外線撮影)



令和2年2月14日(金)		担当課	高校教育課																																
件名	令和2年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況：令和元年12月31日現在																																		
内 容	1 目的 令和2年3月高等学校卒業者の12月時点就職内定状況を把握し、今後の就職指導に役立てることを目的とする。																																		
	2 調査対象(昨年同期比) 公立高等学校卒業生(全日制・定時制) 5,921人(昨年比:55人減)																																		
	3 調査期日 令和元年12月31日現在																																		
	4 調査結果の概要(全定)(昨年同期比)																																		
	(1) 就職希望者数: 1,170人(7人減) 就職希望者割合: 19.8%(0.1ポイント増) 就職内定者: 1,105人(12人減) 就職内定率: 94.4%(0.5ポイント減) 過年度同期(%):																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76.7</td><td>82.9</td><td>85.3</td><td>83.1</td><td>85.0</td><td>78.7</td><td>85.8</td><td>84.4</td><td>84.3</td><td>90.2</td><td>90.7</td><td>92.9</td><td>94.6</td><td>95.4</td><td>94.9</td><td>94.4</td> </tr> </tbody> </table>			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																			
	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4																			
	(2) 男女別の内定率(全定) 男子 95.3%(0.6ポイント増) 女子 92.9%(2.4ポイント減)																																		
	(3) 課程別の内定率: 全日制 96.2%(0.6ポイント減) 定時制 75.8%(2.7ポイント増)																																		
(4) 学科別内定率(全定) 普通科 82.8%(1.2ポイント増) 商業科 92.5%(3.4ポイント減) 農業科 91.2%(7.1ポイント減) 専門科 100.0%(***) 工業科 99.1%(0.1ポイント増) 総合学科 96.3%(1.7ポイント増)																																			
5 主な対応																																			
(1) 高校教育課: 公立高校就職指導担当者会議(年3回/5・10・2月) (2) 山梨労働局 との連携: 高等学校就職問題検討会議(年1回/5月) 新卒者就職応援対策会議(年2回/5・2月) 建設業合同企業説明会・セミナー(年1回/7月) やまなし新卒者等合同就職面接会(年1回/10月) (3) 産業労働部 との連携: 仕事探し応援!合同就職面接会(年1回/7月) 合同就職面接会(年1回/11月) (4) その他: ○山梨労働局長, 知事, 教育長の三者連名で, 県内の経営者4団体に対して, 新規学卒者の採用拡大と早期求人申込を要請(5月) ○県内業界団体と高校教員との情報交換会(2月中小企業団体中央会との連携)																																			
6 今後の対策																																			
(1) 就職未決定者の状況を把握するとともに, 他部局・民間団体と連携を図り, 各校における就職指導を支援する。 (2) 高校生に対するキャリア教育を一層充実させることによって「適性を生かした職業の選択」と「地域への理解と魅力の発見」を図る。 ①キャリアビジョン形成支援事業の充実 ②インターンシップ推進事業の促進 (3) 就職指導担当者会議による情報交換の充実と他部局や民間団体との関係性を一層強化させることによって「県内企業との連携」と「地元企業に対する理解促進」を図る。 ①総合政策部(地域創生・人口対策課)や産業労働部(労政雇用課)との連携・情報共有 ②厚生労働省山梨労働局や公共職業安定所との連携・情報共有																																			
高校教育課 (055)223-1766 内線8305 進路指導担当 石井康敬																																			

1 全日制

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年同期 %	対比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	1687	53	49	4	49	45	4	92.5	83.0	95
	女	1727	36	32	4	32	28	4	88.9	98.2	98
	計	3414	89	81	8	81	73	8	91.0	91.3	93
農業	男	124	69	65	4	61	58	3	88.4	97.2	88
	女	75	44	42	2	42	40	2	95.5	100.0	95
	計	199	113	107	6	103	98	5	91.2	98.3	77
工業	男	522	366	309	57	362	306	56	98.9	99.4	95
	女	65	46	43	3	46	43	3	100.0	95.5	95
	計	587	412	352	60	408	349	59	99.0	99.0	90
商業	男	141	71	68	3	70	67	3	98.6	96.8	83
	女	256	90	87	3	83	80	3	92.2	98.2	80
	計	397	161	155	6	153	147	6	95.0	97.7	77
専門	男	129	0	0	0	0	0	0	***	***	***
	女	125	1	0	1	1	0	1	100.0	***	***
	計	254	1	0	1	1	0	1	100.0	***	***
総合	男	402	136	123	13	133	120	13	97.8	95.8	70
	女	497	159	149	10	151	141	10	95.0	93.3	77
	計	899	295	272	23	284	261	23	96.3	94.6	77
合計	男	3005	695	614	81	675	596	79	97.1	97.0	90
	女	2745	376	353	23	355	332	23	94.4	96.3	89
	計	5750	1071	967	104	1030	928	102	96.2	96.8	90

2 定時制

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年同期 %	対比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	65	42	40	2	28	26	2	66.7	48.3	84
	女	62	26	25	1	21	20	1	80.8	80.6	92
	計	127	68	65	3	49	46	3	72.1	65.0	76
工業	男	23	17	16	1	17	16	1	100.0	100.0	90
	女	1	1	1	0	1	1	0	100.0	***	95
	計	24	18	17	1	18	17	1	100.0	100.0	90
商業	男	10	6	5	1	4	3	1	66.7	55.6	81
	女	10	7	7	0	4	4	0	57.1	100.0	92
	計	20	13	12	1	8	7	1	61.5	78.9	72
合計	男	98	65	61	4	49	45	4	75.4	63.5	89
	女	73	34	33	1	26	25	1	76.5	85.4	89
	計	171	99	94	5	75	70	5	75.8	73.1	77

3 全体(全日制+定時制)

学科	性別計	卒業者	就職希望者			就職者			内定率 %	昨年同期 %	対比
			県内	県外		県内	県外				
普通	男	1752	95	89	6	77	71	6	81.1	69.7	74
	女	1789	62	57	5	53	48	5	85.5	92.0	85
	計	3541	157	146	11	130	119	11	82.8	81.6	72
農業	男	124	69	65	4	61	58	3	88.4	97.2	88
	女	75	44	42	2	42	40	2	95.5	100.0	95
	計	199	113	107	6	103	98	5	91.2	98.3	77
工業	男	545	383	325	58	379	322	57	99.0	99.5	95
	女	66	47	44	3	47	44	3	100.0	95.5	95
	計	611	430	369	61	426	366	60	99.1	99.0	90
商業	男	151	77	73	4	74	70	4	96.1	91.5	86
	女	266	97	94	3	87	84	3	89.7	98.4	87
	計	417	174	167	7	161	154	7	92.5	95.9	74
専門	男	129	0	0	0	0	0	0	***	***	***
	女	125	1	0	1	1	0	1	100.0	***	***
	計	254	1	0	1	1	0	1	100.0	***	***
総合	男	402	136	123	13	133	120	13	97.8	95.8	70
	女	497	159	149	10	151	141	10	95.0	93.3	77
	計	899	295	272	23	284	261	23	96.3	94.6	77
合計	男	3103	760	705	55	724	641	83	95.3	94.7	90
	女	2818	410	386	24	381	357	24	92.9	95.3	84
	計	5921	1170	1061	109	1105	998	107	94.4	94.9	85

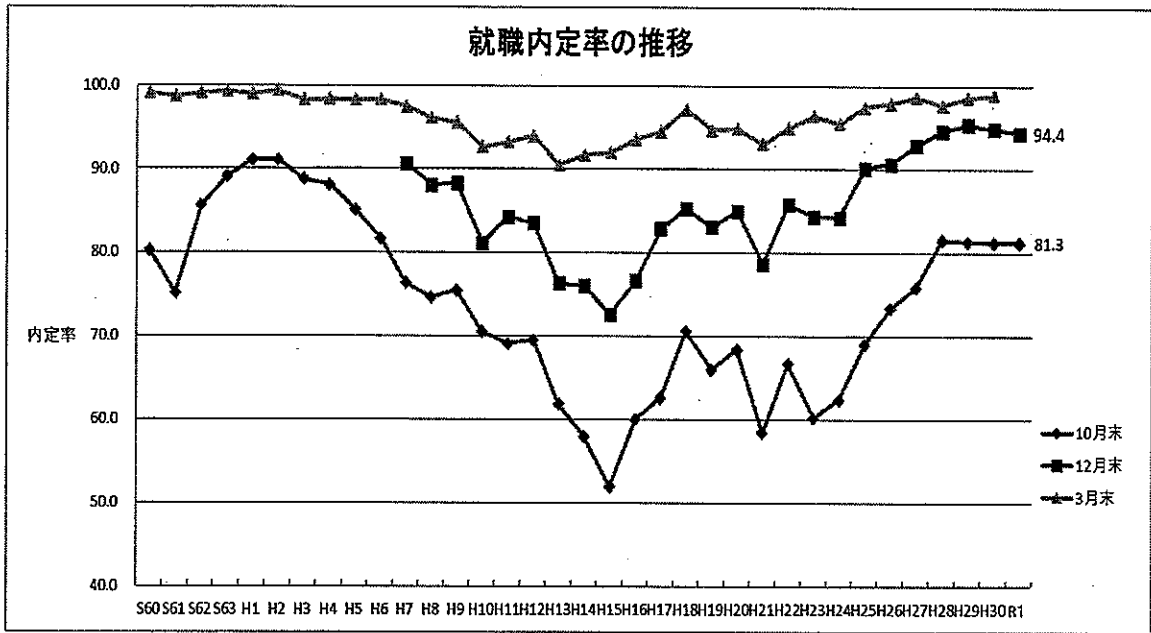
4 内定(決定)率(%)の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
10月内定率	66.7	60.2	62.4	69.0	73.4	75.9	81.6	81.4	81.3	81.3
12月内定率	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4
3月決定率	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9	98.7	97.7	98.6	98.9	***

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
10月内定率	69.5	61.8	57.9	51.9	60.0	62.6	70.6	66.0	68.4	58.4
12月内定率	83.5	76.4	76.1	72.6	75.5	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7
3月決定率	94.0	90.5	91.7	92.0	93.6	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1

就職内定率推移グラフ（全日制+定時制）

NO2



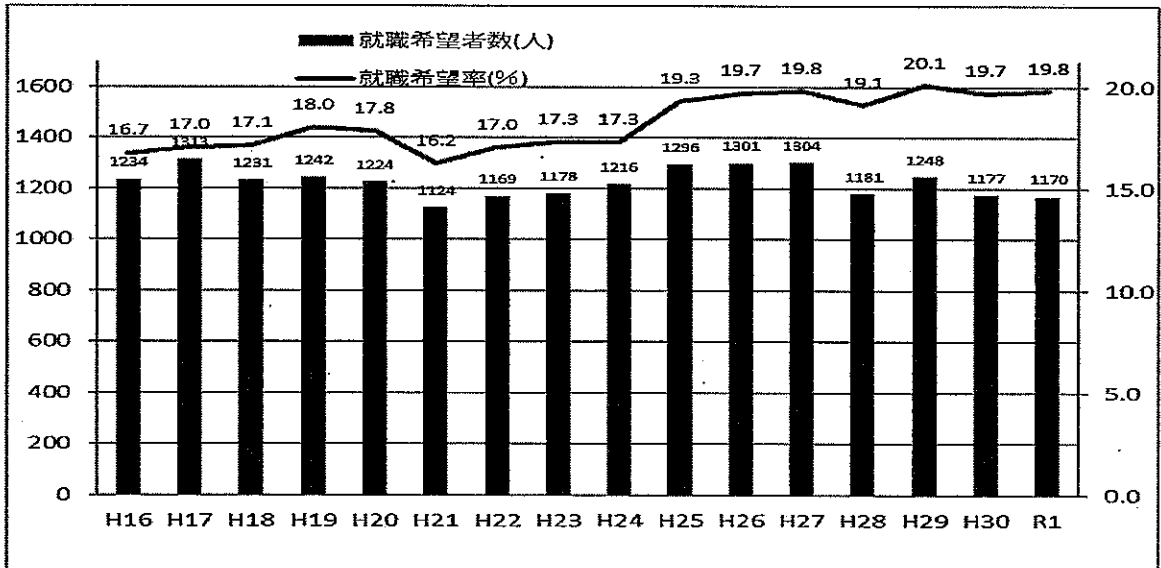
月\年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
10月内定率	80.2	75.2	85.6	89.1	91.1	91.1	88.8	88.1	85.1	81.7
12月内定率										
3月決定率	99.1	98.7	99.1	99.3	99.0	99.4	98.3	98.4	98.3	98.3

月\年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
10月内定率	76.4	74.7	75.5	70.5	69.1	69.5	61.8	57.9	51.9	60.0
12月内定率	90.7	88.1	88.3	81.2	84.3	83.5	76.4	76.1	72.6	76.7
3月決定率	97.5	96.1	95.6	92.7	93.2	94.0	90.5	91.7	92.0	93.6

月\年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
10月内定率	62.6	70.6	66.0	68.4	58.4	66.7	60.2	62.4	69.0	73.4
12月内定率	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7
3月決定率	94.5	97.2	94.7	94.9	93.1	95.0	96.4	95.5	97.5	97.9

月\年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
10月内定率	75.9	81.6	81.4	81.3	81.3
12月内定率	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4
3月決定率	98.7	97.7	98.6	98.9	***

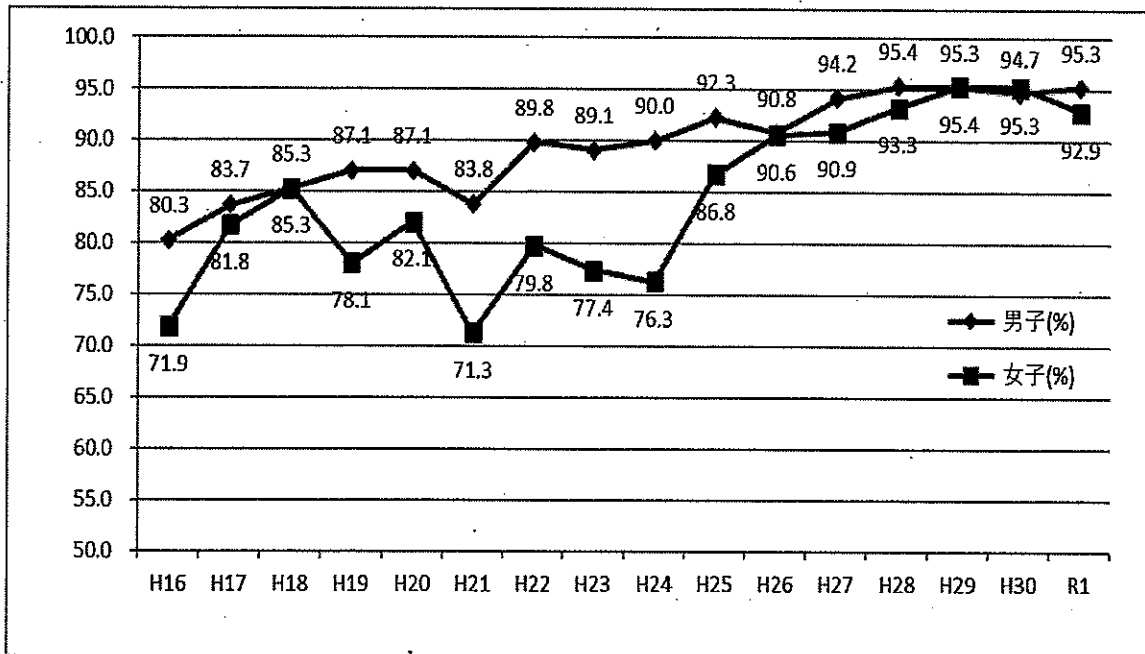
卒業予定者に占める就職希望者数，希望率（12月末：全日制+定時制）



希望\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就職希望者数(人)	1234	1313	1231	1242	1224	1124	1169	1178	1216	1296	1301	1304	1181	1248	1177	1170
就職希望率(%)	16.7	17.0	17.1	18.0	17.8	16.2	17.0	17.3	17.3	19.3	19.7	19.8	19.1	20.1	19.7	19.8

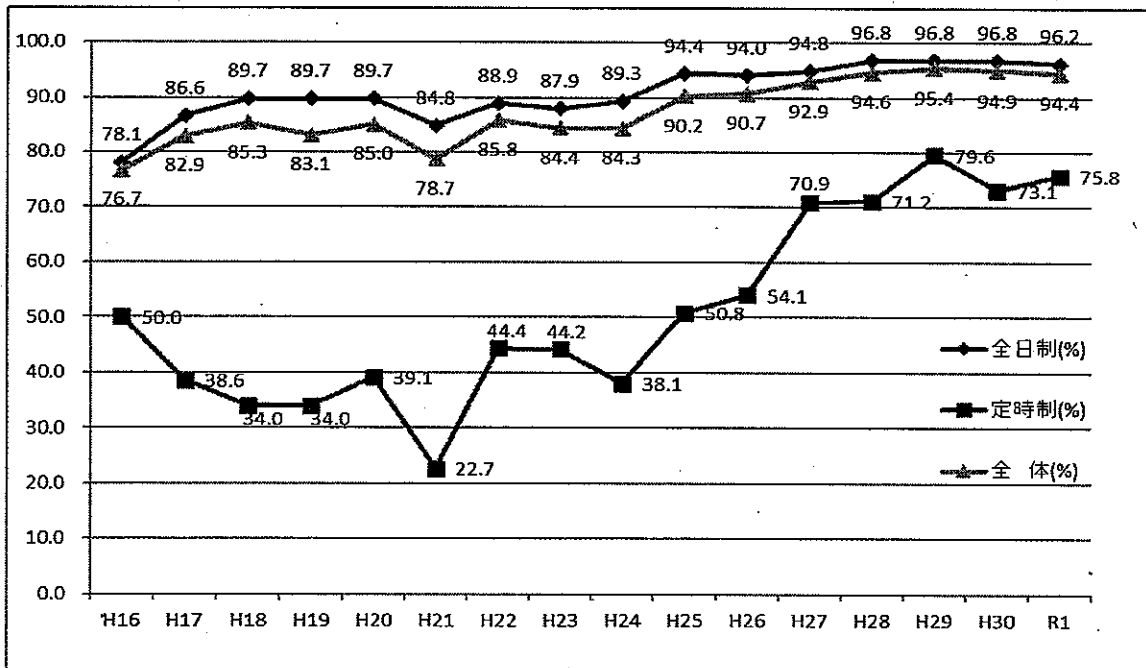
男女別就職内定率推移（12月末：全日制+定時制）

NO3



男女\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男子(%)	80.3	83.7	85.3	87.1	87.1	83.8	89.8	89.1	90.0	92.3	90.8	94.2	95.4	95.3	94.7	95.3
女子(%)	71.9	81.8	85.3	78.1	82.1	71.3	79.8	77.4	76.3	86.8	90.6	90.9	93.3	95.4	95.3	92.9
全体(%)	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4

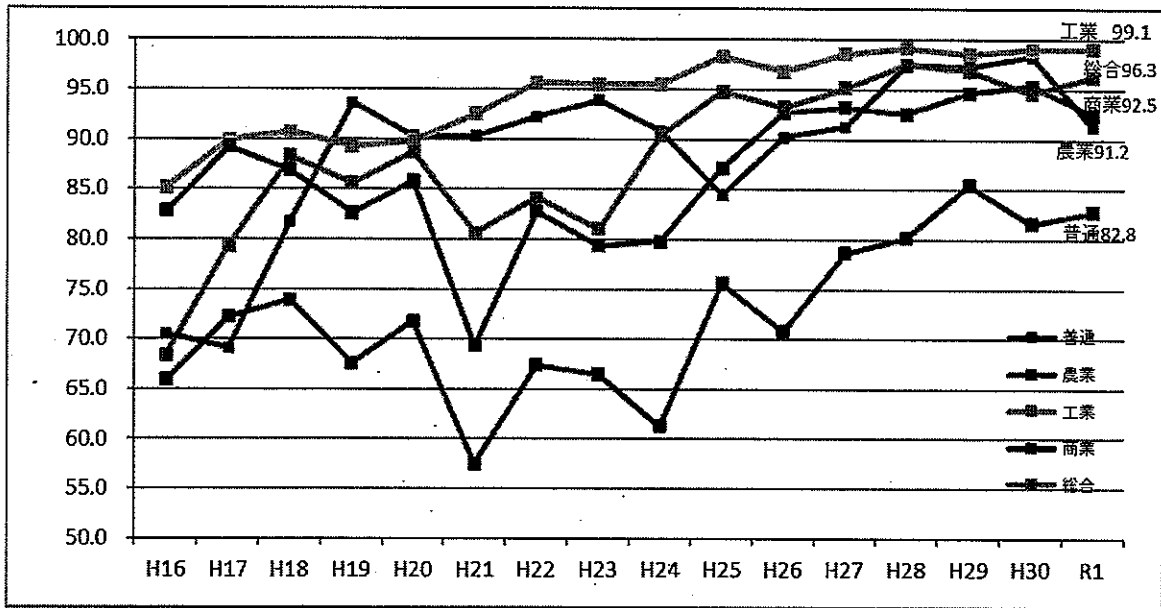
課程別就職内定率の推移（12月末：全日制，定時制）



課程\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全日制(%)	78.1	86.6	89.7	89.7	89.7	84.8	88.9	87.9	89.3	94.4	94.0	94.8	96.8	96.8	96.8	96.2
定時制(%)	50.0	38.6	34.0	34.0	39.1	22.7	44.4	44.2	38.1	50.8	54.1	70.9	71.2	79.6	73.1	75.8
全体(%)	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4

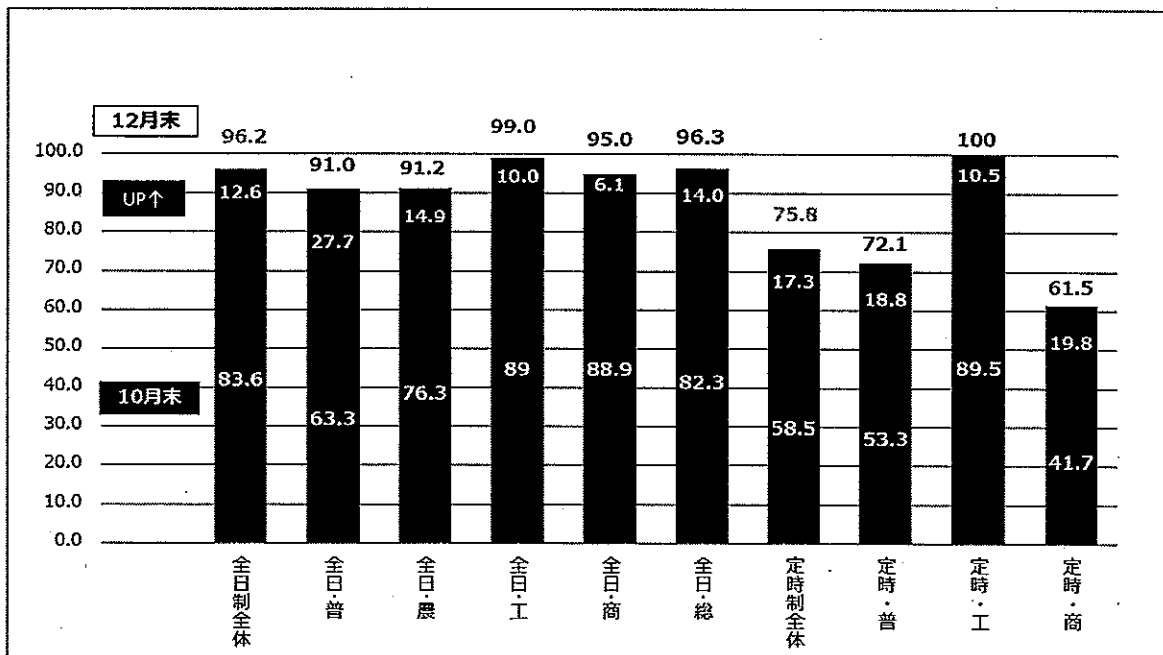
学科別内定率推移（12月末：全日制＋定時制）

NO 4



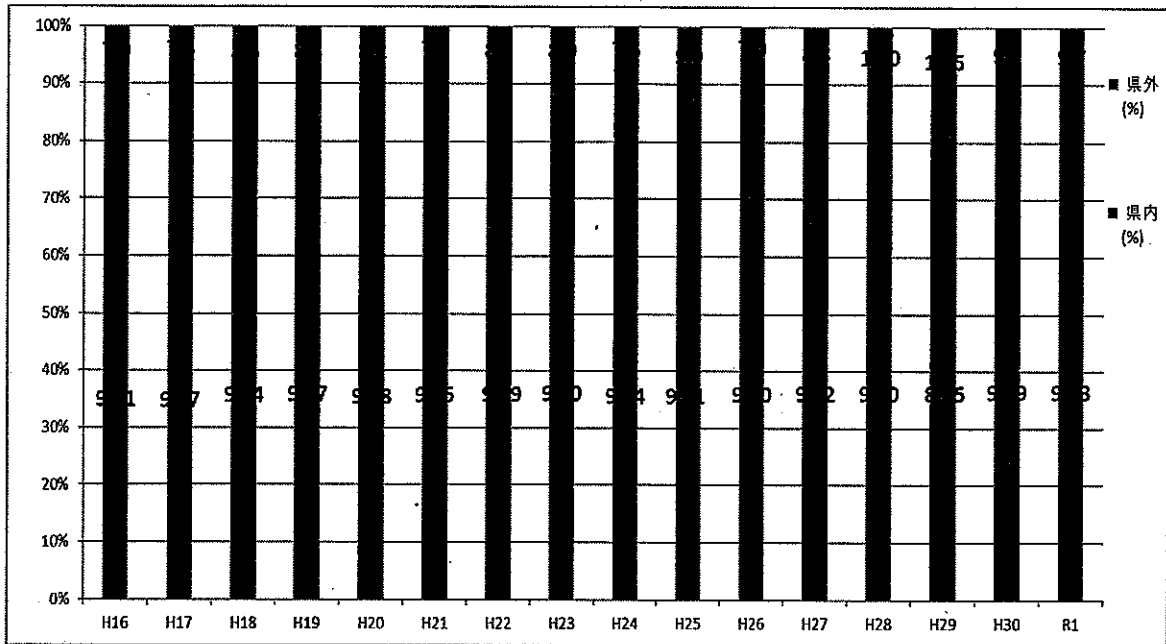
学科 (%) \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
普通	65.9	72.2	73.9	67.6	71.8	57.5	67.4	66.5	61.3	75.6	70.8	78.7	80.2	85.5	81.6	82.8
農業	70.5	69.1	81.8	93.6	90.3	90.3	92.2	93.9	90.8	84.5	90.2	91.3	97.5	97.3	98.3	91.2
工業	85.2	89.9	90.7	89.3	89.8	92.5	95.6	95.5	95.5	98.3	96.8	98.6	99.2	98.6	99.0	99.1
商業	82.8	89.2	86.9	82.6	85.8	69.4	82.8	79.4	79.8	87.2	92.7	93.2	92.6	94.7	95.4	92.5
総合	68.4	79.3	88.3	85.6	88.7	80.6	84.1	81.0	90.4	94.8	93.2	95.2	97.5	96.9	94.6	96.3
合計	76.7	82.9	85.3	83.1	85.0	78.7	85.8	84.4	84.3	90.2	90.7	92.9	94.6	95.4	94.9	94.4

課程・学科別就職内定率の10月末からの12月末の推移



	全日制						定時制			
	全日制全体	全日・普	全日・農	全日・工	全日・商	全日・総	定時制全体	定時・普	定時・工	定時・商
12月末(%)	96.2	91.0	91.2	99.0	95.0	96.3	75.8	72.1	100	61.5
UP↑	12.6	27.7	14.9	10.0	6.1	14.0	17.3	18.8	10.5	19.8
10月末(%)	83.6	63.3	76.3	89.0	88.9	82.3	58.5	53.3	89.5	41.7

就職内定者に占める県内・県外割合の推移（12月末：全日制+定時制） NO5



県内外\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県外 (%)	7.9	7.3	8.6	8.3	8.2	7.5	8.1	8.0	7.6	9.9	7.0	8.8	10.0	11.5	9.1	9.7
県内 (%)	92.1	92.7	91.4	91.7	91.8	92.5	91.9	92.0	92.4	90.1	93.0	91.2	90.0	88.5	90.9	90.3